

令和8年9月那須塩原市議会定例会議付議事件

議 案 番 号	件 名	主 管
発議第5号	年金受給額の物価スライドに伴う課税・社会保障負担の逆転現象の解消を求める意見書の提出について	議会事務局

発議第 5 号

年金受給額の物価スライドに伴う課税・社会保障負担の逆転現象の解消を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び那須塩原市議会会議規則第 14 条の規定により、上記議案を提出する。

令和 8 年 9 月 30 日

提出者	那須塩原市議会議員	田	村	正	宏
賛成者	同	星		宏	子
同	同	星	野	健	二
同	同	矢	島	秀	浩
同	同	戸	張	靖	久

年金受給額の物価スライドに伴う課税・社会保障負担の逆転現象の解消を求める意見書

近年、物価高騰が長期化する中、公的年金については、物価や賃金の変動を踏まえた「物価スライド制」等に基づき、毎年度その給付額が改定されている。

一方、住民税の非課税限度額など、税や社会保障制度における所得基準については、年金額の改定と必ずしも連動していない。そのため、年金受給額が物価上昇に対応してわずかに増額されたことにより、それまで住民税非課税であった高齢者が、所得基準をわずかに上回り、課税世帯へ移行するケースが生じている。こうした課税世帯への移行は、住民税の負担が新たに生じるだけではない。介護保険料の所得段階が引き上げられることにより保険料負担が大幅に増加する場合があるほか、介護保険施設等における食費・居住費の負担軽減（補足給付）や、高額介護サービス費等の負担軽減措置にも影響を及ぼす場合がある。

その結果、年金受給額そのものは増加しているにもかかわらず、税や社会保障に係る負担の増加によって、かえって手取り額や実質的な可処分所得が減少するという、いわゆる「逆転現象」が生じることが懸念される。とりわけ、年金を主な収入源とする高齢者にとっては、物価高騰による生活費の増加に加え、わずかな所得の増加を契機として税・保険料等の負担が連鎖的に増加することは、生活の安定を大きく損なうおそれがある。

本来、年金受給額の物価スライドは、物価上昇による実質的な購買力の低下を抑え、年金受給者の生活を支えるための制度である。しかし、年金額の改定に対して税制や社会保障制度における各種の所得基準が十分に連動していなければ、制度本来の趣旨に反して、年金の増額が新たな負担増につながるものになりかねない。

これは、個々の制度を別々に運用することによって生じる「制度間の連動不足」に起因するものであり、物価高騰が続く現在において、国として早急に検証・是正すべき課題である。

よって、国におかれては、高齢者が安心して生活を継続できる社会保障制度を構築するため、下記事項について早急に必要な措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 税・社会保障制度における所得基準の見直しと物価等への連動

年金受給額の物価スライドによる改定が、住民税の課税・非課税判定や各種社会保障制度の所得基準に与える影響を検証し、基礎控除額、非課税限度額等について、物価や年金額の改定等を踏まえて柔軟に見直すこと。

2. 課税世帯への移行に伴う急激な負担増を緩和する経過措置の導入

住民税非課税世帯から課税世帯へ移行したことを契機として、介護保険料や介護サービスに係る自己負担、施設利用時の食費・居住費等の負担が急激に増加することのないよう、所得の増加幅に応じて段階的に負担を調整するなど、いわゆる「負担の崖」を緩和する経過措置を講じること。

3. 制度間の連動性を確保した一体的な制度設計

年金、税、介護保険等の各制度について、それぞれの所得基準を個別に捉えるのではなく、年金額の改定が高齢者の実質的な可処分所得にどのような影響を及ぼすのかを総合的に検証し、制度間の連動性を確保すること。

4. 早期の制度検証と必要な制度改正の実施

物価高騰が高齢者の生活に及ぼす影響を踏まえ、現行制度によって生じている逆転現象や負担増の実態を早急に把握・検証するとともに、必要な制度改正については、次期制度改正・予算編成を待つことなく、可能なものから前倒しして実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

内閣総理大臣	高市	早苗	殿
財務大臣	片山	さつき	殿
総務大臣	藤井	比早之	殿
厚生労働大臣	上野	賢一郎	殿

栃木県那須塩原市議会 齊藤 誠之